

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月26日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
佐賀国道事務所長 山田 隆則

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
佐賀国道事務所で使用する電気
契約電力 137kW
年間予定使用電力量488,700kWh
ただし、各月の契約電力は当該需要場所におけるその1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間
平成30年5月1日から平成31年4月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価を記載すること。その他の割引料金等がある場合はその内訳を併せて記載すること。）及び蓄熱電力量に係る割引がある場合は割引単価（kWh単価）を入札書に記入すること。また、落札決定にあたっては、当事務所が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。なお、入札時においては、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）
 - ① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の1)及び2)の要件を満たす場合、競争参加資格（全省庁統一資格）を有するものとする。
 - 1) 手続開始の決定を受けていること。
 - 2) 手続開始の決定後、以下のア)～ウ)を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
 - ア) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

- イ) 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
- ウ) 上記イ) に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
- ③ 競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
 - ① 〒849-0924 佐賀市新中町5-10
国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所経理課契約係
電話0952-32-1151（内線224）
 - ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
- (2) 申請書等の提出期限
平成30年2月15日17時00分
- (3) 持参・郵送等による入札書の受領期限
平成30年3月2日17時00分
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年3月5日10時30分
佐賀国道事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項
本調達案件の入札に参加を希望する者は、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を上記3(2)に示す提出期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 落札対象
申請書等は、分任支出負担行為担当官において資格審査を行い、本調達案件の遂行が可能と認められると判断した当該申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限

の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

- (8) 手続きにおける交渉の有無 無
- (9) 詳細は入札説明書による。